

七月二日から利用できます 日光市体育館

市では、市民の皆さんが一日も早く「日光市体育館」を利用できるように、運動器具や備品の準備を急いでしました。六月中旬に運動器具などがひととおりそろいましたので、七月二日から一般に開放します。多目的に使用できる体育館を、どうぞご利用ください。

体育館を利用するときは、体育館使用許可申請書を体育課に提出しますが、申請書は、使用日の属する月の三か月前の初日から受け付けます。

体育館の開館時間は、午前九時から午後九時の十二時間ですが、夜間の利用申し込みは、午後六時までに体育館に直接または電話で

予約してください。競技場（アリーナ）は四人以上、柔道場は二人以上の申し込みがないと、夜間の使用はできません。

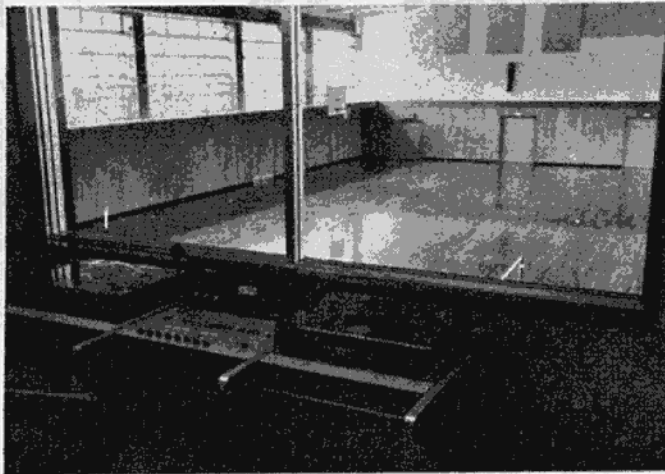
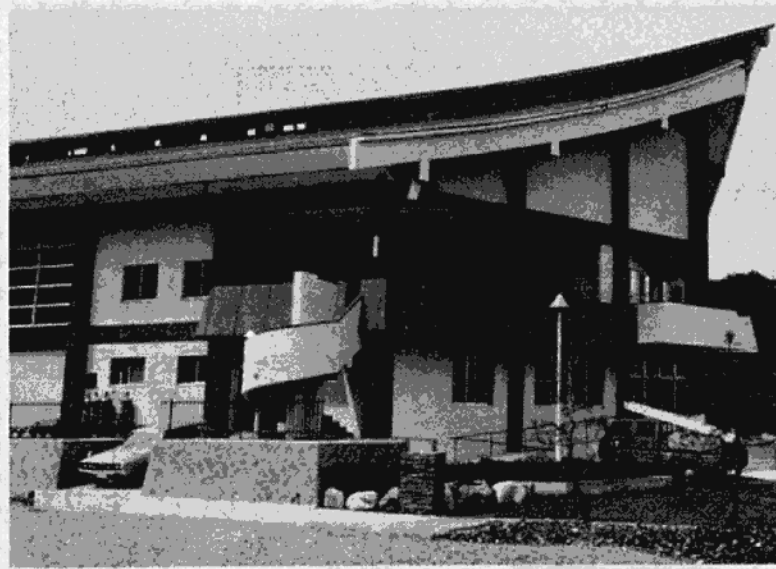
専用使用の人数は、バドミントンは四人以上、卓球は五人以上、バスケットボールとバレーボール、柔道は十人以上です。会議室も十人以上でなければ使用できません。小学生の利用は、個人団体とも成人者または指導者の付き添いが必要です。

トレーニング室には、総合筋力増強器具のコンビネーショントレナーが八種目、ご婦人用美容健康器具としては、ぜい肉取り器のバレルローラー、ヒップアップ器

のベルトバイブレーター、バランス器のスタップファーなど各種の体力つくり器具を備えました。体力に合わせてご利用ください。

体育館は、土足を禁じています。利用する場合は、上ばきとして清潔な運動靴が必要です。体育館利用者には、ラケットやボールなど競技に必要な用具は、各自で用意ください。

なお、夏休み中は市民の皆さんに特に「日光市体育館」を利用していたために、七月四日から八月三十一日までの間は休館しません。大いにご利用ください。詳しいことは、体育館（☎④一八七）にお問い合わせください。



◎放送室から見た競技場
上 体育館



柔道場

防ごう非行あなたとわたしのつなぐ手で



社会を明るくする運動

犯罪や非行のない明るい社会は、私たちの願いです。そこで私たち一人一人が犯罪や非行の防止と、一度つて罪を犯した人たちの更正についても理解を深め、それぞれの立場から力を出し合っつて明るい社会を築こうと、毎年全国的に展開されている運動、それが「社会を明るくする運動」です。

最近の青少年非行は、数年前に始まった非行の低年齢化が依然として進行しています。とりわけ中学生・高校生が非行が量的にも質的にも増加傾向にあることは、子をもつ親たちへの警鐘として真剣に受けとめなければなりません。

これらは、刺激的な出版物や映画などのはんらん、家庭における対話の減少、職場などにおける人間関係の希薄化、地域住民の連帯感の喪失傾向など、青少年を取りまく好ましくない生活環境に影響されているところが多いと思われまふ。このような状況において次代を担う青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることが私たちにとつて最も大切な使命です。

また、過つて犯罪や非行を犯した人たちが、一日も早く立派な社会人に立ち直るよう、温かい愛の手を差し伸べることも必要です。

日光市社会を明るくする運動実施委員会では、今年も七月を「社会を明るくする運動」の強調月間とし、地域ぐるみで青少年を非行から守り、犯罪のない明るく住みよい町づくりをみなさんと一緒に目指します。